

令和6年度 学校における男女共同参画研修

「生命（いのち）の安全教育」で子供たちの 安心・安全を守る



総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,

SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

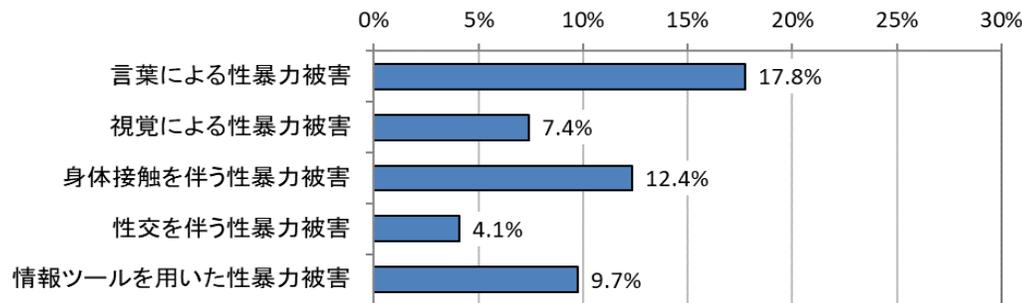
こども・若者の性暴力被害の状況 ①

若年層(16～24歳)のうち、4人に1人以上(26.4%)が何らかの性暴力被害に遭っている。

若年層の12.4%(女性15.0%、男性5.1%)は、身体接触を伴う被害に、
若年層の4.1%(女性4.7%、男性2.1%)は、性交を伴う被害に遭っている。

※性別を問わず被害に遭っていることに留意

＜性暴力被害の遭遇率＞ (n=6, 224)



※1,644人(26.4%)が被害に遭ったと回答

| | |
|----------------|---|
| 言葉による性暴力被害 | 言葉で性的に嫌がらせを受けた、体の特徴についてからかわれた、いやらしいことを言われた 等 |
| 視覚による性暴力被害 | 相手の裸や性器を見せられた 等 |
| 身体接触を伴う性暴力被害 | 体を触られた、抱きつかれた、キスをされた、相手の体を触らせられた、服を脱がされた・脱がせられた、性器を押し付けられた、体液をかけられた 等 |
| 性交を伴う性暴力被害 | 相手の身体の一部や異物を無理やり膣や口、肛門に挿入された、避妊なしに性交させられた 等 |
| 情報ツールを用いた性暴力被害 | インターネット・携帯電話・スマホなどで性的に嫌な経験をした、見たくない画像や動画を見させられた、下着や裸を撮影された、下着姿や裸の写真を送るよう強要された、なりすました相手から性的な嫌がらせを受けた 等 |

＜身体接触を伴う性暴力被害の遭遇率＞

| | 16～19歳 | 20～24歳 | 計 |
|------------|-------------|-------------|-------------|
| 女性 | 11.7% (167) | 16.7% (460) | 15.0% (627) |
| 男性 | 3.5% (19) | 5.8% (76) | 5.1% (95) |
| その他・答えたくない | 21.7% (18) | 28.0% (30) | 25.3% (48) |
| 計 | 9.9% (204) | 13.6% (566) | 12.4% (770) |

＜性交を伴う性暴力被害の遭遇率＞

| | 16～19歳 | 20～24歳 | 計 |
|------------|-----------|------------|------------|
| 女性 | 2.7% (39) | 5.7% (158) | 4.7% (197) |
| 男性 | 0.5% (3) | 2.7% (36) | 2.1% (39) |
| その他・答えたくない | 4.8% (4) | 14.0% (15) | 10.0% (19) |
| 計 | 2.2% (46) | 5.0% (209) | 4.1% (255) |

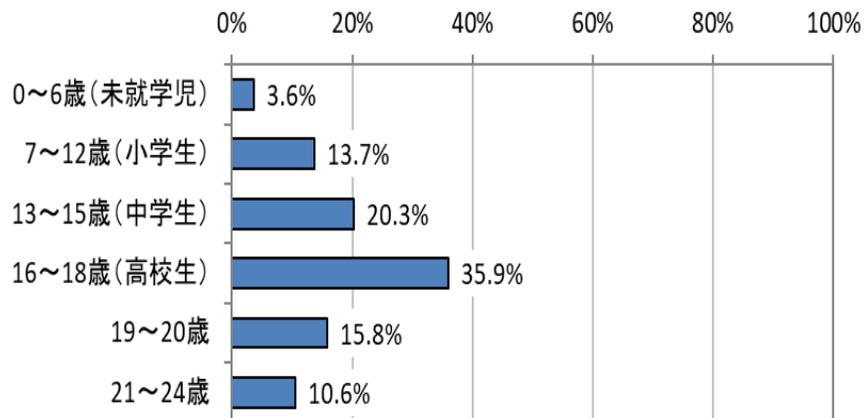
(注1) アンケートの回収率が全体で2.82%であって、任意の回答者(積極的に回答した方)の回答内容に基づくため、疫学的遭遇率を示すものではないことに留意が必要である。

(注2) 上の表の「その他」には、「Xジェンダー・ノンバイナリー」とした回答者の回答を含む。

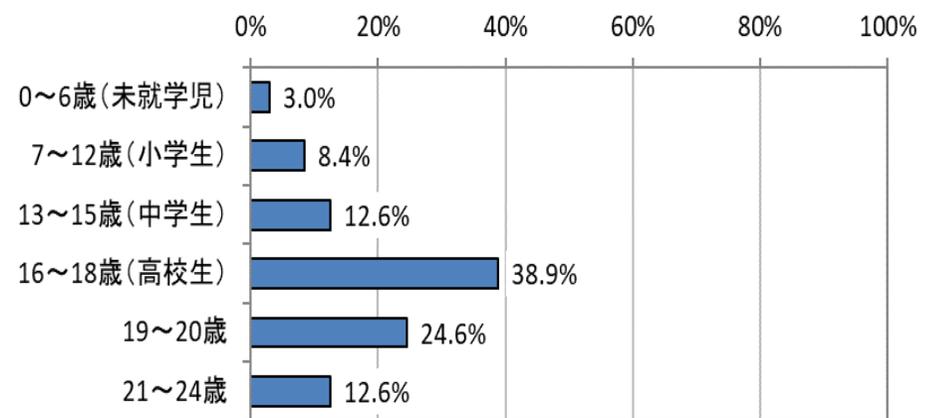
こども・若者の性暴力被害の状況 ②

身体接触や性交を伴う性暴力被害の経験のある若年層(16~24歳)では、16~18歳(高校生)の時に最初に被害に遭ったという人が最も多くなっている。

＜身体接触を伴う性暴力被害に最初に遭った年齢＞ (n=576)



＜性交を伴う性暴力被害に最初に遭った年齢＞ (n=167)



(注) 身体接触を伴う性暴力被害に遭った回答者の26.7%、性交を伴う性暴力被害に遭った回答者の17.4%は16~19歳であることに留意が必要である。

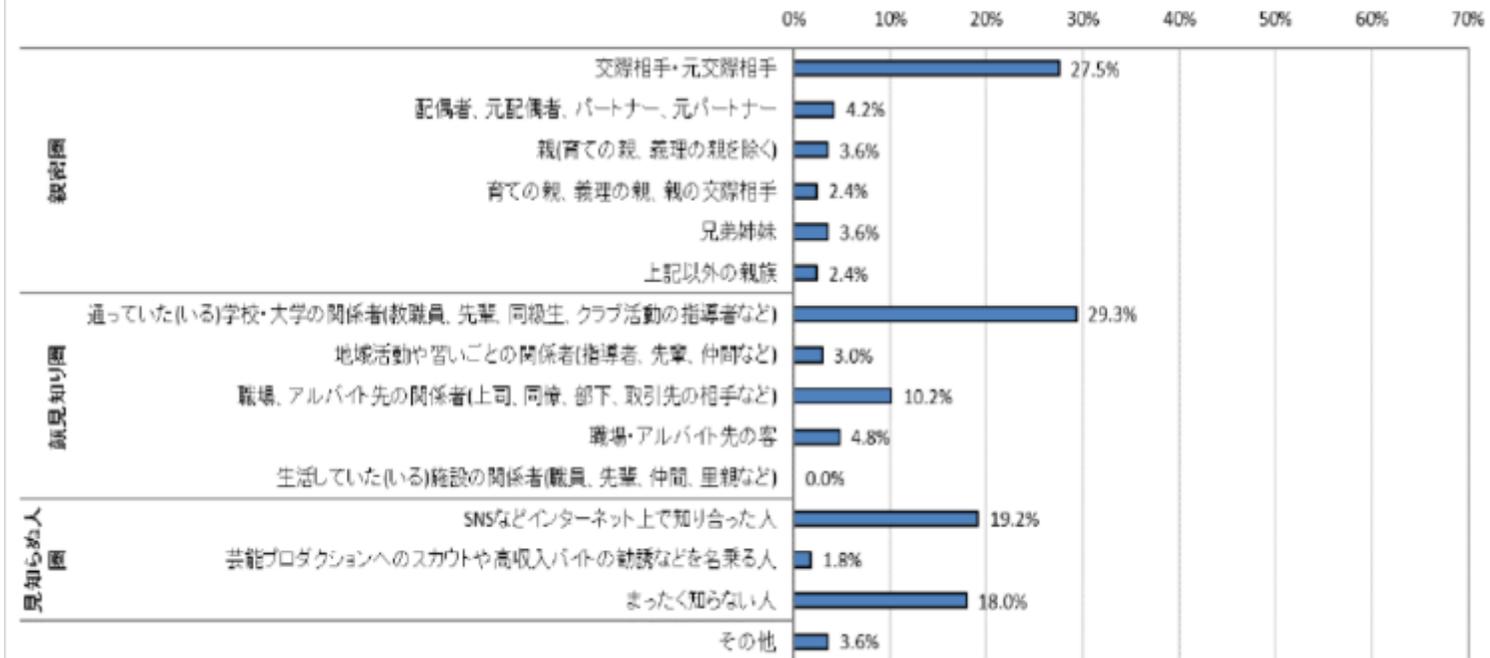
性交を伴う性暴力の被害の特徴

加害者として、学校の関係者(教職員、先輩、同級生等)、(元)交際相手、インターネットで知り合った人、知らない人等を挙げるケースが多い。

→身近な人からの被害は多い。

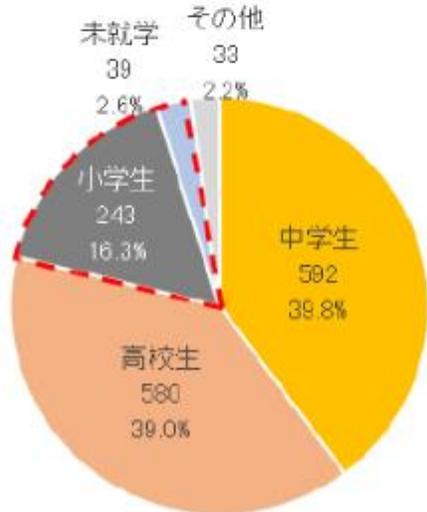
図表 2-55 【性交を伴う性暴力被害】加害者について

<加害者との関係(複数回答、n=167)>

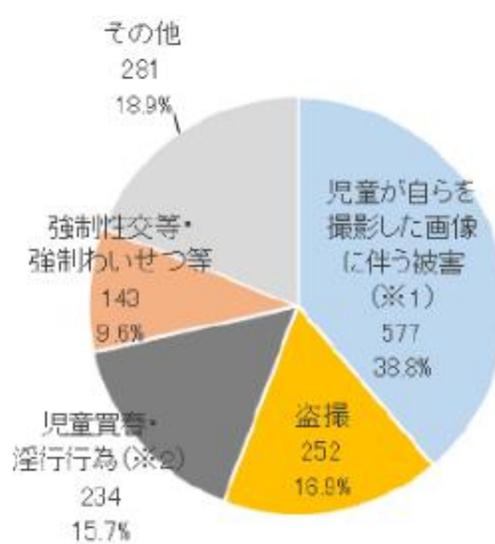


児童ポルノ事犯に係る被害児童の学職別・被害態様別の割合(令和4年)

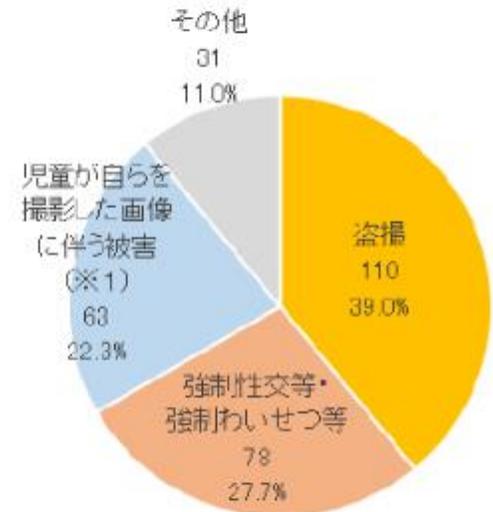
被害児童(1,487人)の学職別割合



被害児童(1,487人)の被害態様別割合



低年齢児童(282人)の被害態様別割合



※1 「児童が自らを撮影した画像に伴う被害」は、だまされたり、脅されたりして児童が自分の裸体を撮影させられた上、メール等で送られる形態の被害をいう。

※2 「淫行行為」は、「青少年保護育成条例(淫行行為)」をいう。

※3 「低年齢児童」は、小学生及び未就学の児童をいう。

構成比は、小数点以下第2位で四捨五入しているため、合計が必ずしも100%とは限らない。

令和4年における児童ポルノ事犯の被害児童の学職別割合では、中学生が最多となった。被害児童の被害態様別割合では、児童が自らを撮影した画像に伴う被害が最多で、全体の38.8%を占める。低年齢児童の被害態様別では、盗撮が全体の39.0%を占める。

(注)警察庁の資料において「児童」とあるのは18才未満の者を指している。

ワンストップ支援センターへの相談者の性別・年齢

性別は、女性が大半を占めるが、男性からの相談も電話では約1割となっている。
被害時の年齢は、約半数を10代以下が占めており、中学生以下に限っても、3割に上る。

性別

<電話相談>

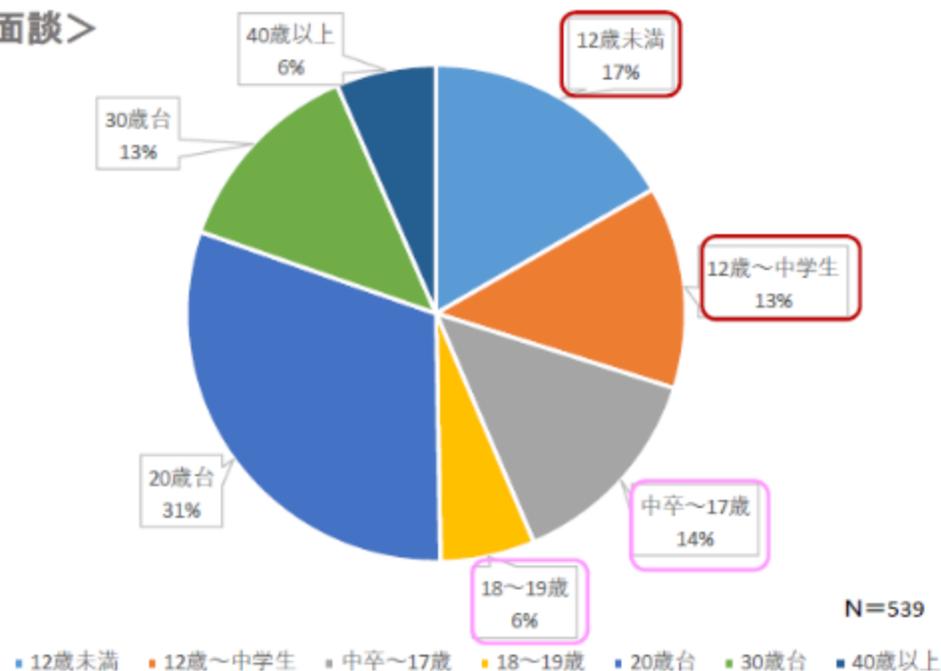
女性 81.7%、男性 14.0%

<面談>

女性 97.5%、男性 2.3%

被害時の年齢

<面談>



※年代が不明の者を除いた場合の割合（令和4年6月～8月）

被害者の声

【性暴力であることを認識できなかった】

- 被害にあっている時は、自分があっているという実感がなく、何もできず悔しかった。
- 小学生の頃の出来事で、自分は一体何をされたのかさえ理解できていなかった。

【被害を訴えることができなかった、相談できなかった】

- 社会人になるまでは自分には遠い存在だと感じていた性的犯罪でしたが実際に起こった時に恐怖で何もすることができませんでした。
- 小学生のときに経験して恥ずかしく思い誰にも言えず1人抱え込んでしまいました。

【今でも思い出してしまう】

- 高校の同級生の男に加害された。周りの男は笑っていた。気持ち悪い。被害内容は言いたくないけど他の人からしたら「え？それだけ？」と感じだと思ふ。でも私は一生忘れないし、一生気持ち悪いと頭の片隅で思い続けるだろう。これを書いている今も無意識に緊張して寒気を感じ震えていた。今思い出して当時自分で感じていた怖さよりもっと怖かったんだなと思って泣きそうになった。最初はアンケートでこんなこと聞いてくんのかよと思ったけど、性被害にあった女性への支援に少しでも繋がるならと思ってこれを書いた。

※内閣府「若年層の性暴力被害の実態に関するオンラインアンケート及びヒアリング結果報告書」(令和4年6月)より抜粋
「アンケートで答えきれなかった被害のこと、今後の取組で期待することなどあれば自由にお書き下さい。」という設問への回答(自由記述)

性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針（概要）

令和5年3月30日
性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議

経緯

令和2年6月11日
「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」
(性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議)

➔ 令和2年度～4年度を「集中強化期間」として
性犯罪・性暴力対策の取組を強化。

これまでの取組と課題

- 性犯罪に厳正かつ適切に対処するための刑事法の検討
 - 再犯防止プログラムの拡充
 - 被害申告・相談をしやすい環境の整備（警察、ワンストップ支援センター）
 - 「生命（いのち）の安全教育」の推進、社会全体への啓発 等を着実に実施
- 一方で、依然、性犯罪・性暴力は深刻な状況であり、対策の更なる強化が必要

性犯罪・性暴力対策の「更なる集中強化期間」（令和5年度～7年度※の3年間）

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を踏みにじる行為であり、決して許されない。
「相手の同意のない性的な行為は性暴力である」等の認識を社会全体で共有し、取組を強化していく。

※ 第5次男女共同参画
基本計画の目標年度

【1 刑事法の改正に係る対応及び刑事手続の適切な運用】

- 刑事法改正に係る対応（広報啓発、支援現場職員への研修等）
- 刑事手続の運用に関する検討
- 刑事手続における二次被害の防止・プライバシーの保護

【2 再犯防止施策の更なる充実と性犯罪・性暴力の予防】

- 再犯防止対策の更なる強化等
- 地方公共団体による再犯防止施策の支援
- わいせつ行為を行った教員等の厳正な処分と再発防止
(教員等・保育士に関する対応、日本版DBSの導入に向けた検討)

【3 被害申告・相談をしやすい環境の整備】

- 被害届の即時受理の徹底
- 証拠採取・保管体制の整備
- 捜査段階における二次被害の防止
- 警察における相談窓口の周知や支援の充実
- ワンストップ支援センターにつながるための体制の強化
- 学校等で相談を受ける体制の強化

【4 切れ目ない手厚い被害者支援の確立】

- ワンストップ支援センターを中核とする被害者支援の充実
(地域の関係機関（警察、医療機関等）との連携強化、対応能力の向上等)
- 医療的支援の更なる充実と専門人材の育成
- 中長期的な支援体制の充実（困難女性支援法に基づく中長期的支援等）
- 多様な被害者支援の充実（障害者、男性等を含む様々な被害者への対応）

【5 教育啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防】

- 発達段階に応じた教育・啓発活動（生命（いのち）の安全教育の推進）
- 社会全体への啓発（若年層の性暴力被害予防月間 等）

【6 新たな課題等への対応】

- AV出演被害の防止及び被害の救済
(AV出演被害防止・救済法の周知・広報、相談対応の支援、厳正な取締り等)
- インターネット上の性暴力等への対応
(違法行為への厳正な対処、児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止等)
- 痴漢撲滅に向けた政策パッケージの確実な実行
- 被害者や支援者等に対する誹謗中傷の防止

➔ 本方針に基づく具体的施策は毎年の「女性活躍・男女共同参画の重点方針」に記載。毎年度フォローアップを実施し、確実に実行。

「生命（いのち）の安全教育」が盛り込まれた主な政策文書

令和5年7月 「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」

I 三つの強化策の確実な実行

1. 加害を防止する強化策

（4）児童・生徒等への教育啓発の充実

- ① すべてのこどもたちを対象に、その発達段階に応じて、同意のない性的な行為は性暴力にあたることや、被害者は悪くないこと、被害に遭ったときには信頼できる大人や関係機関に相談できることなどを分かりやすく指導するため、**こどもたちを性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないための「生命（いのち）の安全教育」について、これまでの取組を加速させ、全国展開を推進**する。幼稚園、小・中・高等学校、特別支援学校等の様々な学校種において参考となる実践事例集を公表し、「生命（いのち）の安全教育全国フォーラム」を実施して、関係者のネットワークづくりを推進する。（文部科学省）
- ② 小学生・未就学児やその保護者等に対し、「生命（いのち）の安全教育」の教材の活用等により、プライベートゾーン等について、分かりやすく、親しみやすい形での啓発を行うキャンペーン活動を実施する。（こども家庭庁、文部科学省）

令和6年4月 「こども・若者の性被害防止のための総合的対策」

1. 加害を防止する取組

○ 学校で性被害防止等を教える「生命（いのち）の安全教育」を全国展開

● 「生命（いのち）の安全教育」の普及展開【文部科学省】

「生命（いのち）の安全教育」の更なる拡大のため、特定の都道府県や市区町村においてモデル地域を設定し、当該域内での全校実施を目指す教育委員会等の普及展開に関する取組を支援する。また、新たに取組む学校等が容易かつ効果的に授業を実施しやすいよう、指導過程を解説した動画 を作成し、周知するとともに、webに掲載し活用を促進。

令和6年6月 女性活躍・男女共同参画の重点方針2024（女性版骨太の方針2024）

Ⅲ 個人の尊厳と安心・安全が守られる社会の実現

（4）性犯罪・性暴力対策の強化

⑦ **生命（いのち）の安全教育の全国展開の推進**

生命（いのち）を大切にし、こどもたちを性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないため、「生命（いのち）の安全教育」を推進する。発達段階に応じて、就学前の教育・保育を含め、学校等において「生命（いのち）の安全教育」が実施されるよう、これまで構築した多種多様な指導モデルも活用しながら、自治体における普及展開に関する取組を支援することで、全国展開を加速化する。

令和6年6月 経済財政運営と改革の基本方針2024（骨太の方針2024）

（こども大綱の推進）

こども性暴力防止法や**「生命（いのち）の安全教育」**、加害者更生に向けた取組、性嗜好障害に対する治療を含めたこども性暴力防止に向けた総合的な対策を始め、こどもの安全対策や、産後ケア事業、新生児マススクリーニング・新生児聴覚検査・乳幼児健診を推進する

発達段階に応じた指導内容

幼

みすぎでかくれるところは
じぶんだけの
だいじなところだからだよ



プライベートゾーン

中

性暴力の例【デートDV】

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、結婚している相手など親密な関係の相手からふるわれる暴力のことです。恋人同士の間にかかる暴力のことを「デートDV」と言います。

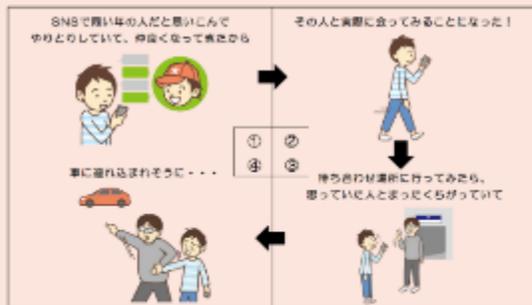
どんなことがデートDVになるの？

| 身体的暴力 | 精神的暴力 | 性的暴力 | 経済的暴力 |
|---|-------|------|-------|
| | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 暴力を手段として、相手を思いどおりにしたり、一方的に言うことを聞かせようとします。 ● 踏る、蹴るといった体に対する暴力だけでなく、相手をバカにしたり無視をするといった行為もDVです。 | | | |
| <p>こんな思い込みをいませんか？</p> <ul style="list-style-type: none"> 相手を愛しよる気持、大切にすることを愛情表現 愛の手は暴力は許される 男は強者がいい、女は弱者がいいから | | | |
| <p>親しい間柄でも自分と相手の気持ちを大切にしましょう</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自分がいやだと思ったことはいやと言える ● 相手がいやがることはしない | | | |

距離感 性暴力 デートDV

小

SNSを使うときに気をつけること
SNSでやりとりしている相手は
本当に信らいしい人なのかな？



プライベートゾーン
SNSを使う時の注意点

高

性暴力が起きないようにするためには

性暴力の被害者と加害者を生まないためには、自分を大切に、相手も大切にして、相手とよりよい人間関係をつくっていくことがとても大事です。

よりよい人間関係をつくることは、性暴力を防ぐことにつながっていきます。

| | | |
|--------------|--------------|--------------|
| 自分を大切に する | 相手を大切に する | 暴力を ゆるさない |
|--------------|--------------|--------------|

SNS等を通じた被害を例にすると...

| | | |
|------------------------------|-----------------------------------|--|
| 自分の下着姿や裸の写真を 撮ったり、送ったりしない | 相手の下着姿や裸の写真を 送ったり、SNSに投稿したりしない | 誰かの性的な写真が送られてきたら、 そのままにしないで 信頼できる人に相談しましょう |
| | | |

性暴力 セクシュアルハラスメント

幼児期における指導内容

水ぎでかくれるところは
じぶんだけの
たいせつなところだからだよ



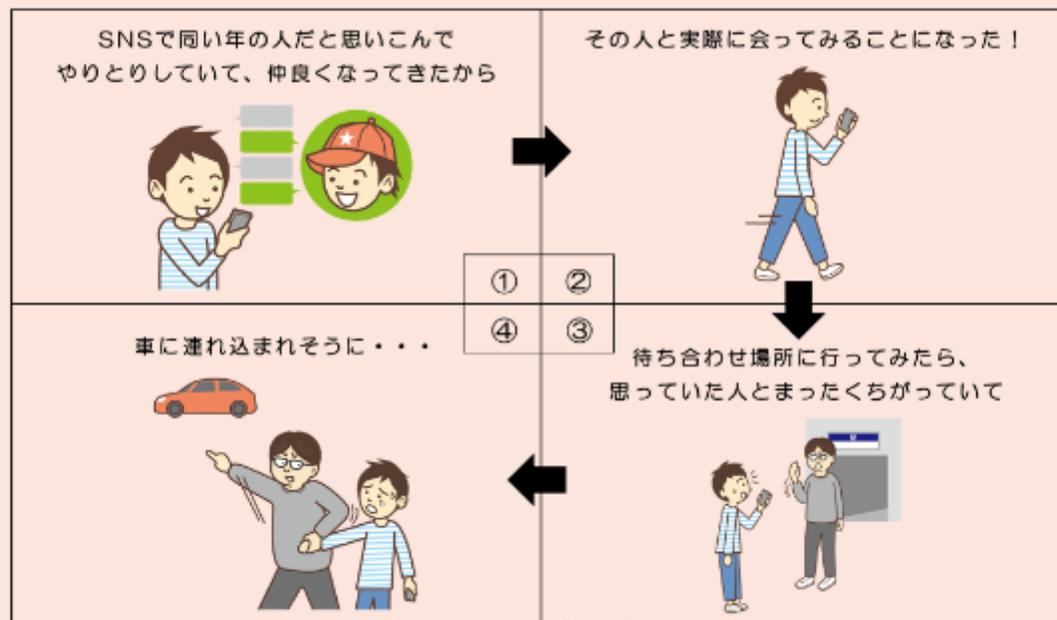
10

- ・「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
- ・相手の大切なところを、見たり、触ったりしない
- ・いやな触られ方をした場合の対応 等

小学校における指導内容

SNSを使うときに気をつけること

SNSでやりとりしている相手は
本当に信らいしていい人なのかな？



- ・「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
- ・相手の大切なところを、見たり、触ったりしない
- ・いやな触られ方をした場合の対応
- ・SNSを使うときに気を付けること（高学年）

等

中学校における指導内容

性暴力の例【デートDV】

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、結婚している相手など親密な間柄の相手からふるわれる暴力のことです。恋人同士の間で起こる暴力のことを「デートDV」と言います。

どんなことがデートDVになるの？

身体的暴力



精神的暴力



性的暴力



経済的暴力



- 暴力を手段として、相手を思いどおりにしたり、一方的に言うことを聞かせようとします。
- 殴る、蹴るといった体に対する暴力だけでなく、相手をバカにしたり無視をするといった行為もDVです。

こんな思い込みをしていませんか？

相手を独占したり、束縛したりすることが愛情表現

愛があれば暴力は許される

男は強引なほうがいい
女は素直にしたがうもの

親しい間柄でも自分と相手の気持ちを大切にしましょう

- 自分がいやだと思ったことはいやと言える
- 相手がいやがることはしない

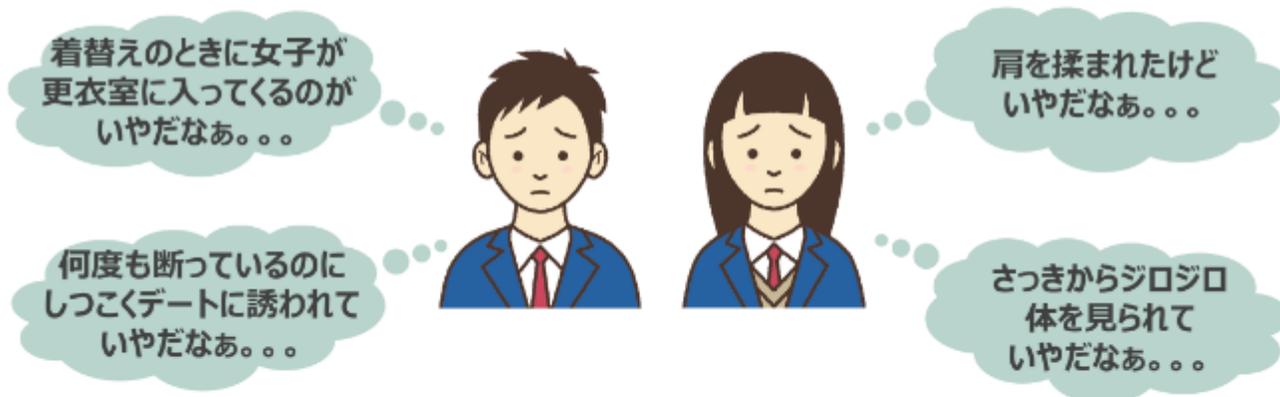
- ・自分と相手を守る「距離感」について
- ・性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害の例示）
- ・性暴力被害に遭った場合の対応
- ・いやな触られ方をした場合の対応 等

高等学校における指導内容

性暴力の例【セクシュアルハラスメント】

セクシュアルハラスメントとは、性的な発言や行為によって、相手を不快な気持ちにさせたり、相手を傷つけることをいいます。

どんなことがセクシュアルハラスメントになるの？



- 発言や行為をした本人にはそのような意図がなくても、相手が不快に感じればセクシュアルハラスメントになります。
- 異性間だけでなく同性間でも起こります。

- ・自分と相手を守る「距離感」について
- ・性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害、セクシュアルハラスメントの例示）
- ・二次被害について
- ・性暴力被害に遭った場合の対応 等

生徒指導提要(R4.12)における記載



課題未然防止教育としては、各教科や道徳科、学級・ホームルーム活動等において、全ての児童生徒が性犯罪・性暴力に対して適切な行動をとれる力を身に付けることができるように「**生命(いのち)の安全教育**」を実施します。

第3次学校安全の推進に関する計画（令和4年3月25日 閣議決定）における「生命（いのち）の安全教育」の記載について

「3. 学校における安全に関する教育の充実」

（5）現代的課題への対応

～略～

学校安全の3領域に関する従来の学習内容に加えて、児童生徒等が被害に遭うSNSに起因する犯罪や、性犯罪・性暴力への対策については、現代的な課題として、安全教育の中で柔軟に扱うことも重要である。

特に、性犯罪・性暴力対策については、令和2年6月に決定した「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、児童生徒等が巻き込まれる性犯罪・性暴力の根絶に向けた取組等を推進しているところであるが、さらに、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の成立により、国、地方公共団体、学校の設置者、学校、教育職員等その他の関係者において、児童生徒等に対する啓発を含め、児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を実施することが定められた。これらの趣旨も踏まえ、国は、児童生徒等が生命を大切にするとともに性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための「生命（いのち）の安全教育」の一層の推進を図ることとする。その際、特別支援学校等については、児童生徒等の個々の障害の特性や程度等に応じ、適切な対応を図る。

こうした現代的課題への対応に関する指導内容や指導計画については、各学校において、関連する教科等における指導内容との関連を意識しながら学校安全計画に位置付けることを推奨し、児童生徒等に必要な知識等を身に付けさせる。

～略～

これまでの取組

- 教材・指導の手引きの作成・公表（令和3年4月）
- 教材等を活用した指導モデルの作成【委託事業の実施】（令和3年度～）
- 動画教材の作成・公表（令和4年6月）
- 教員向け研修動画の作成・公表（令和4年11月）
- 事例集の作成・公表（令和5年7月）
- 生徒指導提要（改訂版）に「生命（いのち）の安全教育」を盛り込む（令和4年12月）
- 全国フォーラムの開催（令和5年11月）

令和5年度より「生命（いのち）の安全教育」
全国展開を実施中

生命（いのち）の安全教育 動画集

文部科学省では、子供たちを性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないため、全国の学校において「生命（いのち）の安全教育」を推進しており、本取組にご活用いただくため、動画コンテンツを作成・公表しています。

教材動画

児童生徒の1人1台端末等で動画教材をご活用いただくことで、授業等における取組の充実や家庭等における学習も含めた効果的・効率的な学習の実施が考えられるため、積極的に御活用ください！

幼児期

小学校（低・中学年）

小学校（高学年）

中学校

高校

動画教材掲載HP
はこちら→



教員研修用動画

独立行政法人教職員支援機構の「校内研修シリーズ」において、各学校段階における指導内容について紹介した講義動画を公開しています。教育委員会主催の研修会、各学校の校内研修等で積極的にご活用ください！

校内研修シリーズ

子供を性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にしないための「生命（いのち）の安全教育」について

文部科学省 総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育調査官

森本 晋也



＜動画の構成＞

- 1 子供の性被害にかかる現状
- 2 「生命（いのち）の安全教育」とは
- 3 各発達段階の指導内容の紹介

動画視聴は
こちらから→



令和3年度～5年度「学校等における生命（いのち）の安全教育推進事業」委託先一覧

| R4 委託先名称(実施主体) | 実践校数 | | | | | |
|-------------------------------|-----------|-----------|-----------|----------|----------|-----------|
| | 幼児期 | 小学校 | 中学校 | 高校 | 特別支援 | 合計 |
| さいたま市教育委員会 | | 2 | | | | 2 |
| 社会福祉法人 和みの会 | 2 | | | | | 2 |
| 千葉市(千葉市教育委員会) | | | 4 | 1 | 2 | 7 |
| 浦安市(浦安市教育委員会) | | 4 | | | | 4 |
| 特定非営利活動法人はなえみ | 1 | | | | | 1 |
| 東京女子体育大学 | 2 | | | | | 2 |
| 東京学芸大学 | 1 | 2 | 2 | | | 5 |
| 東京都教育庁 ※板橋区教育委員会と連携 | | 1 | 1 | 1 | | 3 |
| 足立区 | | 1 | 1 | | | 2 |
| びわこ学院大学 | 1 | | | | | 1 |
| 社会福祉法人あかつき会 | 1 | | | | | 1 |
| 大阪市教育委員会 | | 4 | 2 | | | 6 |
| 摂津峡認定こども園 | 6 | | | | | 6 |
| 和歌山県(和歌山県教育委員会) | | 1 | 1 | 1 | | 3 |
| 鳥取県(鳥取県教育委員会) | | | | 1 | | 1 |
| 山口県教育委員会 | | | | | 1 | 1 |
| 徳島県(徳島県教育委員会) ※阿南市教育委員会と連携 | | 1 | 1 | | | 2 |
| 北九州市私立幼稚園連盟 | 4 | | | | | 4 |
| 延岡市(延岡市教育委員会) | | | 1 | | | 1 |
| 鹿児島県教育委員会 | | | | 1 | | 1 |
| 20団体55校(園) 合計 | 18 | 16 | 13 | 5 | 3 | 55 |

| R5 採択先名称(実施主体) | 実践校数 | | | | | |
|--------------------------------|-----------|----------|----------|----------|-----------|-----------|
| | 幼児期 | 小学校 | 中学校 | 高校 | 特別支援 | 合計 |
| 社会福祉法人和みの会 | 2 | | | | | 2 |
| 特定非営利活動法人はなえみ そがチャイルドハウス保育園 | 1 | | | | | 1 |
| 足立区 | | | 1 | | | 1 |
| 国立大学法人東京学芸大学 | | 2 | 2 | | 1 | 5 |
| 合同会社Mom's sun | 3 | | | | | 3 |
| 大阪市教育委員会 | | 3 | 1 | | | 4 |
| 堺市 | | | 2 | | | 2 |
| 社会福祉法人照治福祉会 | 6 | | | | | 6 |
| 国立大学法人大阪教育大学 | | 1 | | | | 1 |
| 山口県教育委員会 | | | | | 9 | 9 |
| 徳島県 | | 2 | | | | 2 |
| 11団体36校(園) 合計 | 12 | 8 | 6 | 0 | 10 | 36 |

<参考:令和3年度>

| R3 | 実践校数 | | | | | |
|-------------------|----------|-----------|-----------|----------|----------|-----------|
| | 幼児期 | 小学校 | 中学校 | 高校 | 特別支援 | 合計 |
| 13団体49校 合計 | 3 | 28 | 15 | 1 | 2 | 49 |

「生命（いのち）の安全教育」の取組に関する実践事例集

- 学校等における「生命（いのち）の安全教育」の実践を後押しし、全国展開を加速化するための取組の一つとして、実践事例集を作成
- 幼稚園・保育園・認定こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の多様な事例を掲載

事例集の内容

- I 事業概要
- II 各実践校における全体計画例
- III 『生命（いのち）の安全教育』実践事例（学校種別）
 - 1 幼稚園・保育園・認定こども園
 - 2 小学校
 - 3 中学校
 - 4 高等学校
 - 5 特別支援学校（学級）

保健体育科、特別活動(学級活動)等における実践事例を掲載

IV 資料編

- 資料1 事例集作成に係る検討会における意見 ※授業での留意点
- 資料2 性犯罪・性暴力被害に関する実態データ
- 資料3 各実践校にて使用したスライド教材（別冊）

学習指導要領等との関連箇所、授業展開例、指導上の留意点等をまとめています。



生命（いのち）の安全教育

| 号 | 主な学習活動 | 指導上の留意点 |
|---|---|---|
| 1 | <ul style="list-style-type: none"> ● より深い人間関係について理解する。 ● 体と心の健全さについて考える。 ● 性暴力（デート・D.V.、S.N.S.）について理解する。 ● 性暴力が起きる原因はどのようなものかについて考える。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 心と体には距離があるという経験を通じて、相手の気持ちと尊重し、互恵関係が築けるようになる。 ・ 道徳観が守られない状況におけるべき行動を理解し、対処方法を身に付けることができる。 ・ お互いの気持ちを尊重し、より良い（望ましい）人間関係を構築しようとする態度を養う。 |
| 2 | <ul style="list-style-type: none"> ● 性被害に遭ったときの対処方法を理解する。 ● 学校をとりまく社会への安全意識について話し合い、対応力を高める。 ● 性被害が地域社会に及ぼす影響について知る。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校をとりまき、性暴力の被害者や加害者、サポートD.V.、S.N.S.で発生していることについて話し合い、対応力を高める。 ・ 安全な地域社会を築くための方法を考える。 |

| 授業の展開 | |
|----------|---|
| 1 時間目の展開 | <ul style="list-style-type: none"> ● より深い人間関係について理解する。 ● 体と心の健全さについて考える。 ● 性暴力（デート・D.V.、S.N.S.）について理解する。 ● 性暴力が起きる原因はどのようなものかについて考える。 |
| 2 時間目の展開 | <ul style="list-style-type: none"> ● 性被害に遭ったときの対処方法を理解する。 ● 学校をとりまく社会への安全意識について話し合い、対応力を高める。 ● 性被害が地域社会に及ぼす影響について知る。 |

生命（いのち）の安全教育の取組に関する実践事例集は、以下のページに掲載しております。

文部科学省ホームページ「性犯罪・性暴力対策の強化について」（URL） https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html



「生命（いのち）の安全教育」全国フォーラム

全国展開に向けて「生命（いのち）の安全教育」の基礎的情報や実践ノウハウの共有するとともに、関係者のネットワークを図る機会とするため、全国フォーラムを開催

概要

日程：令和5年11月17日（金）
場所：（独）国立女性教育会館（対面とオンライン）
対象：都道府県、市町村教育委員会担当者、幼稚園（保育所等含む）、小・中・高、大学等の教職員
参加者数：479名（対面37名、オンライン442名）

プログラム

- ・文科省挨拶（総合教育政策局長）
- ・行政説明（内閣府、文科省）
- ・基調講演 葛飾区立柴又小学校 木間東平校長（全国学校安全教育研究会顧問）
- ・実践事例紹介 ①東京都教育委員会
②千葉市教育委員会
③大阪市教育委員会
- ・ワークショップ

※希望者のみ 対面とオンラインで157名参加



基調講演

学校における性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないための「生命（いのち）の安全教育」
～なぜ、学校で「生命（いのち）の安全教育」を指導するのか？～

「生命（いのち）の安全教育」は子供を性被害から守る新たな予防教育であり、「自ら危険を予測し、自ら回避できる能力」を育成する教育である。

実践事例紹介

地域の全公立学校での実施のため、教員向け指導資料である安全教育プログラムにおいて、「生命（いのち）の安全教育」を「必ず指導する基本的事項」として位置付けた。

毎年4月、「生命（いのち）の安全教育月間」として、全市立学校で教育を実施。

被害の早期発見に対する取組として「対応フロー」を作成。
性暴力事案が発生した際に、まずは学校が事案に気付くことができたことに着目することでプラスの意識が醸成。

参加者の声

「生命（いのち）の安全教育」について熟知できていなかったが、ねらいや経緯、子供を取り巻く状況などがわかり、理解が深まった。

性被害から自ら危険を予測し、自ら回避できる能力を育成する教育（防災教育と同じ、安全教育としての捉え方）ということが納得できた。

他の自治体の実践事例を知る機会がなかったので、貴重な学びの機会となった。

生命（いのち）の安全教育推進事業

令和6年度予算額

250万円

(前年度予算額)

330万円



【事業開始年度：令和3年度】

背景等

- 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月）に基づき、内閣府・文部科学省が連携し、令和3年4月に、発達段階に応じた、「**生命（いのち）を大切に**」「**加害者にならない**」「**被害者にならない**」「**傍観者にならない**」ための「**生命（いのち）の安全教育**」教材及び指導の手引きを作成。
- 生徒指導提要（改訂版・令和4年12月公表）（※）における性犯罪・性暴力に関する対応として「生命（いのち）の安全教育」の実施が盛り込まれる。
（※）生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書
- これまでの性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」（令和2年度～4年度）による取組を継続・強化するため、「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」（令和5年3月）が決定し、令和5年度～7年度を「更なる集中強化期間」と位置付け、取組を継続・強化することとしている。

「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023（女性版骨太2023）」

（R5.6.13 すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定）

Ⅱ女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現

(2) 性犯罪・性暴力対策の強化

⑥生命（いのち）の安全教育の**全国展開の推進**

生命（いのち）を大切に、子どもたちを性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないため、「生命（いのち）の安全教育」を推進する。発達段階に応じ、就学前の教育・保育を含め、学校等において「生命（いのち）の安全教育」が実施されるよう、これまで構築した多種多様な指導モデルも活用しながら、**自治体における普及展開に関する取組を支援することで、全国展開を加速化する。**

これまで、教材・指導の手引きの作成・動画教材の作成、モデル事業の実施、生徒指導提要に「生命（いのち）の安全教育」を盛り込む等の取組を行うとともに、学校現場での実践をより後押しするため、事例集（令和3・4年度実践例）の公表や全国フォーラムの開催を行い、生命（いのち）の安全教育の全国展開を図ってきたところ。
令和6年度は、これらの取組を一層加速させるため、生命（いのち）の安全教育の普及展開を図る。

取組 普及展開事業の実施

生命（いのち）の安全教育の更なる拡大のため、特定の都道府県や市区町村において**モデル地域を設定し、当該域内での全校実施を目指す**教育委員会等の普及展開に関する取組を支援する。

取組例

- 未実施校に対するモデルプログラムやノウハウ提供による授業実施支援
- 外部人材の活用促進、域内の教育を総合的に推進するコーディネーターの設置
- 実施校同士のネットワーク構築や未実施校への普及のためのイベント開催（フォーラム、シンポジウム等）

「生命（いのち）の安全教育」の教材抜粋



背景等

- 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月）に基づき、内閣府・文部科学省が連携し、令和3年4月に、発達段階に応じた、「**生命（いのち）を大切に**にする」「**加害者にならない**」「**被害者にならない**」「**傍観者にならない**」ための「**生命（いのち）の安全教育**」教材及び指導の手引きを公表。
- これまでの性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」（令和2年度～4年度）による取組を継続・強化するため、「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」（令和5年3月）が決定し、令和5年度～7年度を「更なる集中強化期間」と位置付け、取組を継続・強化することとしている。
- 弱い立場に置かれたことも、若者が性被害に遭う事案が後を絶たない現状等を踏まえ、関係府省会議により、「子ども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」（令和5年7月）がまとめられ、パッケージの対策を着実かつ速やかに実行することとされた。

「**子ども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ**」
（R5.7.26 性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議及び子どもの性的搾取に係る対策に関する関係府省連絡会議の合同会議決定）

I 三つの強化策の確実な実行

1 加害を防止する強化策

（4）児童・生徒等への教育啓発の充実

すべての子どもたちを対象に、その発達段階に応じて、同意のない性的な行為は性暴力にあたることや、被害者は悪くないこと、被害に遭ったときには信頼できる大人や関係機関に相談できることなどを分かりやすく指導するため、子どもたちを性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないための「**生命（いのち）の安全教育**」について、**これまでの取組を加速させ、全国展開を推進する。**（後略）

これまで、教材・指導の手引きの作成・動画教材の作成、モデル事業の実施、生徒指導提要に「生命（いのち）の安全教育」を盛り込む等の取組を行うとともに、学校現場での実践をより後押しするため、事例集（令和3・4年度実践例）の公表や全国フォーラムの開催を行い、生命（いのち）の安全教育の全国展開を図ってきたところ。

未実施校をなくし、全国展開に向けた取組を加速させるため、授業の実施を支援する動画コンテンツを作成し、全国の教育委員会等を通じて活用を促進する。

取組内容

「生命（いのち）の安全教育」に新たに取り組む**学校等が容易かつ効果的に授業を実施しやすいよう、指導過程を解説した動画**を作成し、全国の教育委員会等を通じて活用を促進する。
（既に取り組んでいる学校等においても、取組の継続的な実施のため、動画の活用を促す。）

[6百万円×1本×5対象 = 30百万円]

動画

- 発達段階（※）に応じ、指導のねらい・ポイント・配慮事項を、指導過程の中で解説した動画を作成する
（※）①幼児期、②小学校（低・中学年）、③小学校（高学年）、④中学校、⑤高校
- 各段階別の基礎的な指導内容を中心に、ワーク（ケーススタディ型のグループ活動やロールプレイなど）の進め方等を含む内容とする

授業の流れ

導入

展開

まとめ

動画化



なるほど！

教育委員会／学校

東京都教育委員会

○「安全教育プログラム」への位置付け

「生命（いのち）の安全教育」指導の手引きにおける、「性暴力が起きないようにするために自ら考え行動しようとする態度や、性暴力が起きたとき等に適切に対応する力を身に付けることができるようにする。」を、「安全教育で身に付ける力である『危険を予測し、回避する能力』である。」と捉え、安全教育プログラムへの位置付けを行った。

→第15集（令和5年度）に「必ず指導する基本的事項」に「生命（いのち）の安全教育」の実施を追加。

→実践事例や「生命（いのち）の安全教育」の概要をまとめた特設ページを掲載。

○「指導資料」、「児童・生徒用チラシ」の作成

- ・デジタルブック形式の「指導資料」を作成。指導の目標や留意点、配慮事項のほか、新たに実施する学校の実践を支えられるよう校種ごとに指導案の形式で作成。
- ・東京都教育委員会の「安全教育・防災教育ポータルサイト」に掲載
- ・指導資料と合わせて「児童・生徒用チラシ」を作成し、児童・生徒及び保護者への周知等に活用するよう促す。

○域内教育委員会・学校への周知

各種説明会や研修等のほか、首長部局との連携

<安全教育プログラム>



(URL)
<https://www.anzenedu.metro.tokyo.lg.jp/anzenkyoikuprogram>

<生命（いのち）の安全教育 指導資料>



<安全教育・防災教育ポータルサイト>



(URL) <https://www.anzenedu.metro.tokyo.lg.jp/>

令和5年度から、東京都の全ての公立学校（小・中学校、高等学校等）で「生命（いのち）の安全教育」を実施

「生命（いのち）の安全教育」の取組事例 ～学校～

※令和4年度の取組事例

事例① 東京学芸大学附属幼稚園小金井園舎

クラス活動など

【取組概要】

- ◆対象：4～5歳児
- ◆内容（指導者：養護教諭）
 - ・自他の尊重／性暴力
（自分だけの大切なところ（プライベートゾーン）
についての理解、自分の身を守る方法 等）



◆工夫点

- ・「[家庭とともに行う生命（いのち）の安全教育](#)」を**目指して保護者説明会（※）を実施。**

（※）養護教諭から園の指導内容について説明、講師（東京学芸大学大学院教授）による講話

◆成果

- ・説明会及び園児への指導後は、園の指導で足りない部分を家庭で補足してもらったり、園で指導した内容を家庭で伝え合ったりしたことが報告され、相乗効果がみられた。

事例③ 大阪市立田島南小学校、 大阪市立田島中学校

特別活動

【取組概要】

- ◆対象：小学1～6年生、中学1～3年生
- ◆内容（指導者：養護教諭、学級担任）
 - ・自他の尊重／SNSの危険性／デートDV
（プライベートゾーン、心と体の距離感、
情報モラル教育、デートDV 等）

◆工夫点

- ・**小中一貫教育として、小・中学校合同で
全学年公開授業（保護者参観）を実施。**

◆成果

- ・保護者や地域からの信頼のもと、保護者参観を実施し、学校と保護者との間で授業の共有が図れた。
- ・公開授業では、扱いにくいテーマを含むにも関わらず、保護者から前向き・肯定的な意見を多数いただいた。

<小学校の公開授業>

| 学年 | 授業内容 |
|-----|--------------------------|
| 1年生 | たいせつなところと体～プライベートゾーン～ |
| 2年生 | みんなむかしは赤ちゃんだった |
| 3年生 | 子どもの権利条約って知ってる？ |
| 4年生 | 10歳のハローワーク～LSWの視点から～ |
| 4年生 | 障がい者理解教育指導案「考えようみんなの凸凹」 |
| 5年生 | 愛？それとも支配？～パートナーシップの視点から～ |
| 5年生 | スマホについて考えよう |
| 6年生 | 家庭について考えよう～結婚・子育て・親子関係～ |

<中学校の公開授業>

| 学年 | 授業内容 |
|-----|-----------------------------|
| 1年生 | 脳と心と体とわたし～思春期のトラウマとアタッチメント～ |
| 2年生 | リアルデートDV～支配と依存のメカニズム～ |
| 3年生 | 社会の中の「親」と「子」～子ども虐待の事例から～ |

事例② 千葉市立西小中台小学校、 千葉市立有吉小学校

特別活動

【取組概要】

- ◆対象：小学3・5年生
- ◆内容（指導者：外部講師、学級担任）
 - ・自他の尊重／性暴力／SNSの危険性
（自分と他の人の大切なところの理解、お互いの
体を守るルールを理解、嫌な気持ちになる場面
での対応方法 等）



◆工夫点

- ・**外部講師（性暴力の専門家）の知見を活用して実施。**

◆成果

- ・外部講師と連携し、チーム・ティーチング形式（T1：外部講師、T2：学級担任）で実施することにより、教員が性暴力に関する指導のノウハウを吸収するとともに、児童に対して、心と体の距離感など「生命（いのち）の安全教育」について分かりやすく伝えることができた。

※令和5年度より、千葉市教育委員会の所管する市立小学校・中学校・高校・特別支援学校で全校実施。

事例④ 鳥取県立岩美高等学校

特別活動

【取組概要】

- ◆対象：高校2年生
- ◆内容（指導者：人権教育担当教諭、養護教諭、学級担任）
 - ・自他の尊重／性暴力／デートDV
（「自分の大切さととも他者の大切さを認める」人権
感覚の育成、デートDVの事例など性暴力について
の理解 等）



◆工夫点

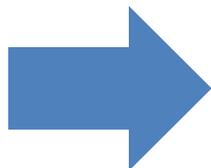
- ・**校内連携によるチーム・ティーチング。**
（人権教育担当教諭・養護教諭がメインで指導し、学級担任が生徒のグループディスカッションを支援。）

◆成果

- ・校内の連携体制によって指導効果を高め、学習を通じて、性暴力・性犯罪に関する悩み・問題をひとりで抱え込まなくて良いとの認識や安心感などが醸成された。

教材活用の際にご留意いただきたいこと

- ✓ 性暴力の被害は性別を問わず起こる。
(男児・男性の被害者もいる。)
- ✓ 加害者は、身近な者であることが多い。
- ✓ 性的同意の大切さ



教材は加除改変が可能です。
学校の状況により、教材の修正、独自の資料や具体例の使用など
を行っていただき、指導の充実をよろしくお願いいたします

生命（いのち）の安全教育で活用できる参考資料

文部科学省HP内「性犯罪・性暴力対策の強化について」のページには、「生命（いのち）の安全教育」教材とあわせて、授業で活用できる様々な情報を掲載し、に掲載し、随時更新しております。御確認いただき、必要に応じて授業で紹介するなど適宜、御活用ください

https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html

教材・指導の手引き、
動画教材、研修動画等
はこちら特設サイトから
ご覧いただけます。

事例集、全国フォーラム実施報告は、こちらを
下へスクロールして
ください。

学校安全ポータルサイト「職員だより(令和6年2月号)」にて、
生命(いのち)の安全教育を取り上げました。

たった4分で、生命(いのち)の安全教育がわかる！内容となっています。
ぜひ、ご担当の部署へご紹介ください。



こちらから視聴
できます！

